

## 『経営分析研究』 投稿論文査読規程

2017年9月18日制定

2022年12月17日最終改正

(『経営分析研究』第37号から適用)

### (編集委員会)

『経営分析研究』編集委員会(以下、「委員会」と記す)は、編集委員長(以下、「委員長」と記す)、副編集委員長(以下、「副委員長」と記す)、編集委員(以下、「委員」と記す)で構成する。編集委員会執行部(以下、「執行部」と記す)は、委員長および副委員長から構成される。執行部および委員会は以下のプロセスにしたがって査読手続を行う。

### (研究論文の受付)

委員長は、『経営分析研究』に投稿された研究論文(以下、「投稿論文」と記す)を随時受け付ける。

### (査読者推薦委員の選定)

執行部は、各投稿論文について委員会の中から査読者推薦委員を選定する。

### (投稿論文審査委員会)

投稿論文審査委員会(以下、「審査委員会」と記す)は、査読者推薦委員および執行部から構成される。

### (予備審査)

審査委員会は、論文の予備審査を行う。予備審査では、本審査に進めるか、不受理(Desk Reject)とするかを判定する。

### (レフェリー候補者の推薦)

査読者推薦委員は、レフェリーとして適切と考えられる者(以下、「レフェリー候補者」と記す)5名を委員長に推薦する。

### (レフェリーの決定)

執行部は、査読者推薦委員から推薦されたレフェリー候補者について優先順位を記したリストを作成し、上位のレフェリー候補者から順に投稿論文の査読を依頼する。各投稿論文につきレフェリー2名が決定するまでこの手続を繰り返す。レフェリー候補者5名の中からレフェリー2名が決定されない場合、査読者推薦委員は新たなレフェリー候補者5名を再度委員長に推薦する。

レフェリー候補者は、原則として日本経済会計学会会員(以下、「会員」と記す)から選任する。ただし、委員会の承認を条件として、会員以外からレフェリーを選任することができる。

(査読プロセスにおける委員長の役割)

委員長は、投稿論文ならびに査読書類のレフェリーへの送付、判定結果の投稿者への伝達、投稿者が修正して再投稿した原稿（以下、「修正稿」と記す）の確認、修正稿のレフェリーへの送付等を行う。

(掲載可否の判定手続)

投稿論文は、以下のプロセスを経て、掲載の可否が決定される。

[第1次審査]

- ① 2名のレフェリーによる第1ラウンドの判定結果がともにAまたはBならば、掲載可とする。
- ② 2名のレフェリーによる第1ラウンドの判定結果がともにEならば、掲載不可とする。
- ③ 2名のレフェリーによる第1ラウンドの判定結果の一方がCまたはDの場合、第2ラウンドに移行する。
- ④ 2名のレフェリーによる第1ラウンドの判定結果の一方がAまたはBで、もう一方がEならば、第2次審査に移行する。
- ⑤ 2名のレフェリーによる第2ラウンドの判定結果がともにAまたはBならば、掲載可とする。
- ⑥ 2名のレフェリーによる第2ラウンドの判定結果がともにEならば、掲載不可とする。
- ⑦ 2名のレフェリーによる第2ラウンドの判定結果の一方がAまたはBで、もう一方がEならば、第2次審査に移行する。

[第2次審査]

審査委員会は、第3レフェリー（以下、「新レフェリー」と記す）1名を決定し、査読を継続する。新レフェリーは、原則として委員会から選定する。ただし、委員会の承認を条件として、委員会以外から新レフェリーを選任することができる。

- ① 新レフェリーによる第1ラウンドの判定結果がAまたはBならば掲載可とし、Eならば掲載不可とする。
- ② 新レフェリーによる第1ラウンドの判定結果がCまたはDならば、第2ラウンドに移行する。
- ③ 新レフェリーによる第2ラウンドの判定結果がAまたはBならば掲載可とし、Eならば掲載不可とする。

(判定基準)

査読手続における判定基準は、以下の通りとする。

① 第1ラウンドの判定基準

A：掲載可 (Accept)

B：条件付掲載可：レフェリーによる指摘事項に関する投稿者による対応の確認を編集委員会に一任する (Conditional Accept)

C：小幅な修正および再投稿 (Revise and Resubmit —Minor Revision—)

D：大幅な修正および再投稿 (Revise and Resubmit —Major Revision—)

E：掲載不可 (Reject)

② 第2ラウンドの判定基準

A：掲載可 (Accept)

B：条件付掲載可：レフェリーによる指摘事項に関する投稿者による対応の確認を編集委員会に一任する (Conditional Accept)

E：掲載不可 (Reject)

(本規程の改正)

本規程は、必要に応じて、編集委員会の合議により改正することができる。

